

売りたい
貸したい

使って
ほしい

実家を
相続

手間少なく悩み解消へ

解体
したい

修繕
リフォーム

空き家の 総合窓口

草木の
手入れ

買いたい
借りたい

法律
相談



東大阪市の『空き家のワンストップ相談窓口』です

東大阪市内の住宅の6戸に1戸が空き家です。放置されることで、建物の傷み、雑草の繁茂、害虫の発生、ゴミの不法投棄や不法侵入など、地域の生活環境に悪影響を及ぼす空き家の相談を受け付けます
危険な空き家を解体する方に対して、空き家の解体補助制度を設けていますのでご相談ください

特に!

高齢者のみで暮らす持ち家所有者の方へ

将来、空き家になった時、ご自宅に何か起きて
ても連絡する先が無く市も困っています…

◎ 後継者が離れて暮らしている方

◎ 後継者が決まっていない方

⇒空き家になる前にお気軽にご相談ください

空き家の3大リスク

- リスク1** 放置すれば、増税に
- リスク2** 被害与えれば、損害賠償に
- リスク3** 強制撤去費用は、請求へ

※ 所有者が亡くなり、相続登記がなされていない
場合、責任は法定相続人に広がります



東大阪市 空家対策課

東大阪市荒本北一丁目1-1(本庁舎15階)

平日 午前9時～午後5時30分

電話 **06-4309-3244**

詳しくは **東大阪市 空家対策課** [検索](#)